

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「いう。」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務

第七条第二項第七号中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前項第十二号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき千八十円

第七条第三項中「の規定」を「及び第七号の規定」に改め、「第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「が次の」を「の全部又は一部が次の」に、「前項第六号イ又はロ」を「前項第六号又は第七号」に、「当該イ又はロに定める」を「これらの規定による」に改める。

第十条第一項第一号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

附則第六項及び第七項中「第七条第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「第三項」を「第七号並びに同条第三項」に、「同号又は同項」を「これら」に、「同号イ又はロ」を「同条第二項第六号又は第七号」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の条例第七条第一項第十二号に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第七条の規定による危険現場作業手当の内払とみなす。